

(別紙第1)

人事訴訟の概況説明

平成16年4月1日から家庭裁判所に移管された人事訴訟事件について、要点を御説明します。

1 人事訴訟とは

例えば、離婚などの人の身分関係についての争いを解決する訴訟です。事件としては、大きく分けて、夫婦関係の問題、実親子関係の問題、養親子関係の問題になります。事件数として最も多いのは、いうまでもなく、夫婦関係の問題である離婚事件です。

2 人事訴訟事件の家庭裁判所への移管

今度の新しい人事訴訟法の最大の改正点は、人事訴訟を審理する裁判所をこれまでの地方裁判所から家庭裁判所に移したことです。離婚の裁判をしようと思えば、まず、原則として家庭裁判所で調停をしなければならず、調停が不成立になった場合に裁判を起こすことができます。これまでの手続では、離婚調停は家庭裁判所で行いますが、不成立になって離婚訴訟を起こす場合には、地方裁判所に訴訟を起こすことになっていたために、当事者にとっては手続が分かりにくくなっていました。また、本来実質的に一つの紛争であるのに二つの裁判所に手続が分かれ、しかも、互いに余り連携もすることなく行ってきたために、実質的に良い紛争の解決ができていないのか疑問がないわけではありませんでした。今度の人事訴訟の家庭裁判所への移管によって、調停から裁判までを家庭裁判所で行うことになり、手続的に分かりやすくなり、より適切な紛争の解決が期待されるようになりました。

また、新しい人事訴訟法の目玉の一つは、これまで地方裁判所で人事訴訟を行っていたころにはできなかった、家庭裁判所調査官による事実の調査を行うことができるようになったことです。事実の調査とは、格別にその方法に制限のない

自由な方法によって裁判資料の収集をすることです。家庭裁判所調査官というのは、心理学、社会学などの人間関係諸科学の専門的な研さんを積んだ専門職です。新しい人事訴訟の中では、このような専門職の助けを得て審理することが可能になりました。特に、親権者の指定などについて、子供の親権者としてどちらが適当かなどが問題となったときに家庭裁判所調査官の活躍が期待されています。ただ、人事訴訟も訴訟ですから、基本は、当事者の主張及びその主張を理由付ける証拠の提出ということになります。それでもなお審理が十分ではないと思われる場合に、家庭裁判所調査官の調査が行われることになるのであり、どんな場合でも調査を行うわけではありません。

次に、人事訴訟法改正の目玉の一つである参与員の関与についてですが、まず、参与員といいますのは、昭和22年12月6日に公布された家事審判法に制定された制度であり、その職務は、家事審判事件について、審判手続に立ち会い、又は意見を家事審判官に述べるというものです。それが今回の人事訴訟法の改正によって、国民の司法参加という司法改革全体の流れに沿って、特に国民生活に密着した紛争である人事訴訟事件に参与員を関与できるようにし、国民の司法参加を実現させようとするものです。その関与につきましては、裁判所が必要と認める場合には、1人以上の参与員を「審理」又は訴訟の中で話し合いによって解決する手続である「和解の試み」に立ち会わせてその意見を聴くことになりました。具体的にいいますと、参与員は、事件について裁判官に意見をいうことはもちろんできますし、本人尋問や証人尋問に立ち会った場合には、裁判長の許可を得て、自ら本人や証人に質問をすることができます。しかし、今、話題になっております刑事裁判の裁判員のように、裁判に対する決定権はありませんし、裁判所が参与員の意見に拘束されることもありません。大阪家裁本庁においては、主に離婚事件に男女1人ずつの参与員に関与していただいております。関与の時期は、証拠調べの時からであり、裁判官が参与員に関与していただく事件を決めますと、名簿の中から参与員を選び、書記官の方からその期日に執務をしていただけるか

どうか都合をお伺いして、参与員を指定します。そして、証拠調べ期日の始まる30分前に来ていただき、裁判官室において、裁判官の方から事案の説明を行い、記録を見ていただいて、証拠調べに立ち会っていただき、引き続いて和解をする場合にはその場に立ち会っていただいたこともあります。期日終了後、裁判官室において、意見をお伺いしているという流れになっております。証拠調べ期日において、参与員が本人や証人に質問されるということが、かなりの回数になっていきます。また、人事訴訟を担当している裁判官に尋ねたところ、証拠調べ期日終了後、参与員の方から様々な視点から有益な御意見が伺えているということでした。

最後になりましたが、準備検討会で人事訴訟法22条により手続の公開を停止した事件があるかという御質問を頂いておりましたが、この点につきましては、特に統計を取っているわけではなく人事訴訟係の記憶によるという程度のものでございますが、現在までのところ、当庁ではそのような公開停止の例は見当たらないようでございます。